

平成20年度リスクコミュニケーション運営計画について

I 食品安全委員会における平成20年度のリスクコミュニケーションに関する運営について（案）

平成20年3月27日食品安全委員会で決定した「平成20年度食品安全委員会運営計画」に基づき以下の点に留意して推進していきます。

※ 枠内は「平成20年度食品安全委員会運営計画」の抜粋（決定事項）

1 重点事項

- ・ 委員会は、平成20年7月に設立5周年を迎えることから、これまでの委員会の活動全般について点検を行い、各事業において必要な見直しや改善等を進めるとともに、国内外の食品安全に関わる関係者との交流を深め、広く国民に委員会の取組等について周知を図ることなどを目的に9月を目途に5周年記念行事を行う。
- ・ リスクコミュニケーションについては、より一層の参加型の運営を目指すとともに、参加者の理解度をより一層高めることができるよう、効果的効率的な意見交換会の開催に努める。また、地域におけるリスクコミュニケーションの推進と人財育成を行うため、「地域の指導者育成講座」及び「リスクコミュニケーション育成講座」の充実を図るとともに、食品安全モニター事業との連携を推進する。
- ・ 食品安全に関する広報については、ホームページ、メールマガジン、季刊誌の発行等に加えて、マスメディアを通じて、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供する。特に、マスメディア関係者が食品安全に関する理解を深めるため取組を推進するとともに、ホームページの改善を進める。

2 リスクコミュニケーション専門調査会の開催

- おおむね1～2ヶ月ごとに開催し、以下の事項について調査審議する。
- ・ 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」（平成18年11月16日委員会決定）において今後検討すべき内容として掲げられている諸課題を踏まえ、リスクコミュニケーションの着実な推進と新たな展開に関する調査審議
 - ・ 平成19年度に実施したリスクコミュニケーションの総括（平成20年4～5月ごろ）

○ 調査事業等と関連性をもって進められるよう留意します。

3 意見交換会等の開催

意見交換会については、参加者の理解度をより一層高めることができるよう工夫を行い、効果的効率的な実施に努める。

具体的には、以下の観点から適切なテーマの選定を行い、計画段階において、テーマごとに適した対象者、開催方法（地方公共団体との連携等）、開催規模等を十分検討するとともに、実施後の評価（計画段階で設定した目標の達成度、参加者の理解度・満足度）を行い、必要に応じて改善を図る。

- ・ リスク評価のうち、国民の関心の高いもの
- ・ リスク管理措置が採られているもののうち、国民の関心の高いものであって、かつ、リスク評価の内容についても説明の要望があるもの
- ・ リスク分析の考え方

また、委員会が自ら行う食品健康影響評価の候補選定に当たって実施する意見交換会の効果的な開催のあり方について検討する。

- 平成19年度に実施したリスクコミュニケーションの評価手法等に関する調査結果を活用しつつ、現在、専門調査会で審議されている「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」の考え方に沿って計画、実施、評価を行い、必要に応じて改善を行っていきます。
- リスク管理措置が採られているもののうち国民の関心が高い案件について、関係省庁との連携を図り推進します
- 関係者のニーズを踏まえるとともに、関係省庁及び委員会事務局内の意見交換会の要望も踏まえて企画・調整を行います。

4 リスクコミュニケーション推進事業の実施

地域におけるリスクコミュニケーションの推進と人材育成を行うとともに、食育の推進にも資する観点から、以下に留意して、リスクコミュニケーション推進事業を実施する。

- ① 「地域の指導者育成講座」及び「関係者間の意思疎通を円滑に行わせる技術を有するリスクコミュニケーター（ファシリテーター）の育成講座」について、計画的な実施に努めるとともに、内容の充実を図る。
- ② 平成20年度から新たに開始する「科学的知見に関する情報を分かりやすく説明できるリスクコミュニケーター（インタープリター）の育成講座」の実施方法等について十分に検討を行い、効果的な事業実施に努める。
- ③ 「指導者育成講座」等の受講者が地域におけるリスクコミュニケーションにおいて実践的活動を行うモデルについて検討する。
- ④ 食品安全に関する普及啓発活動や食育に資する教材を製作し、その活用の促進にも努める。

- 平成19年度の「地域の指導者育成講座」及び「リスクコミュニケーター（ファシリテーター）育成講座」について、実施に当たり出された意見等も踏まえ内容の充実を図ります。
- 新たに実施する予定の「科学的知見に関する情報をわかりやすく説明できるリスクコミュニケーター（インタープリター）育成講座」については、地方公共団体等とも連携し効果的な実施を目指します。
- 地域の指導者育成講座等の実施にあたっては、食品安全モニターとの連携を推進します。
- 指導者育成講座等の受講者が成果をできる限り活かし、効果的にリスク分析の考え方等を普及できるよう、地域で活動する際の一助とするための映像媒体等の啓発素材を制作します。

5 全国食品安全連絡会議の開催

委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、地方自治体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。

この連絡会議においては、主としてこれまで5年間の委員会のリスクコミュニケーション活動について総括するとともに、地方公共団体における先駆的な取組等について意見交換を行い、今後の食品安全行政及びリスクコミュニケーション活動に活用する。

6 食品安全モニターの活動

食品安全モニター470名に対し、委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常の生活を通じて気付いた点等についての報告を積極的に求めるとともに、地域への情報提供等について協力を依頼する。

また、食品安全モニターとの情報・意見の交換を図るため、平成20年5月ごろを目途に、北海道、東北地域、関東地域、北陸・東海地域、近畿地域、中国・四国地域、九州・沖縄地域等の地域別に、食品安全モニター会議を開催する。

その他、食品安全モニターに「地域の指導者育成講座」等への参加を促すなど、リスクコミュニケーション推進事業との連携を図る。

7 情報の提供・相談等の実施

国民に対し、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況・効果の把握に努めつつ、ホームページ、メールマガジンの配信、季刊誌、パンフレット、リーフレット、食品の安全性に関する用語集の発行等を通じ、積極的に情報提供を行う。特に、ホームページについては、内容の充実及び操作性の向上を図る。

また、一般国民に対する報道の重要性を踏まえ、必要に応じて委員等による記者会見を開くほか、これまでの報道担当記者等との懇談会に加え、幅広いマスメディア関係者との間で意見交換を行うことなどにより、適時適切な情報の提供と食品安全に関する知識の共有化に努める。併せて、プレスリリースのメール配信等によりマスメディア関係者とのネットワーク構築を図るとともに、委員会におけるマスメディア対応能力の向上に努める。

食の安全ダイヤルを通じた一般消費者から相談や問い合わせについての対応を引き続き行うとともに、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は関係機関とも共有し、積極的に活用を図る。

8 リスクコミュニケーションに係る事務の調整

委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画について、その整合性を保つ観点から、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、必要な調整を行う。

9 食育の推進への貢献

平成17年7月に施行された食育基本法に基づき、食育の推進に貢献するため、リスク評価の手法や内容等に関する情報の提供及び意見交換の促進を通じて、食品の安全性に関する国民の知識と理解の一層の増進を図る。

特に子どもを対象としたリスクコミュニケーションを通じ、子どもに対する食の安全についての啓発を積極的に進めていく。

II 厚生労働省における平成20年度のリスクコミュニケーションに関する運営について（案）

1 意見交換会

- 厚生労働省は、主体的に実施するものとして次のような意見交換会を適宜開催します。
 - ・ 食品のリスクに対する理解を促進する総論的なもの
 - ・ 個別のテーマ（例：輸入食品の安全確保、BSE対策など）に関するもの
 - ・ その他、関係者の要望や社会的情勢等に鑑み、情報及び意見交換が必要と考えられるもの
- 食品安全委員会や農林水産省による意見交換会にも積極的に参加します。
- 地方自治体等の企画する意見交換会等について、要請があった場合には、可能な限り参加するよう努めます。

2 ホームページ

- ホームページの掲載にあたっては、利用しやすく、分かりやすい掲載内容となるよう努めます。
- 子供向けサイトの掲載内容の充実を図ります。

3 食品の安全性に係る情報の的確かつ効果的な情報提供のあり方に関する検討

今後のリスクコミュニケーションの推進のためには、国民が食品のリスクに対する理解を深め、正確な情報を選択し、それらの情報に基づき自ら判断できることが重要となることから、行政などの情報発信する立場の者の情報提供のあり方や情報発信におけるメディアとの連携など、食品の安全性に係る的確かつ効果的な情報提供のあり方について検討を行います。

4 リスクコミュニケーション担当者の養成研修

- 現行の研修事業を活用しつつ、厚生労働省、地方自治体の関係職員を対象として、リスクコミュニケーション技法等の習得を目的とした研修を実施します。

5 関係行政機関等との連携・消費者団体・事業者団体等との交流の促進

- 関係府省リスクコミュニケーション担当者連絡会議（定例）などを通じ、食品安全委員会、農林水産省などの関係行政機関と緊密な連携を図りながら、リスクコミュニケーションを実施します。
- 意見交換会の開催などのリスクコミュニケーションの取組について、地方自治体との連携を推進します。

- 要請に応じて消費者団体、事業者団体等が実施する意見交換会や懇談会などにできるだけ積極的に参加するなど、関係団体等との日常的な意思疎通に努めます。

6 パブリック・コメント等の実施

- 規制の設定又は改廃等に係る意見募集（いわゆるパブリック・コメント）及びその結果の公表や審議会の公開、情報公開などを着実に実施します。

7 その他

- 食品の安全確保に関するパンフレットなどの資料の作成に取り組みます。

Ⅲ 農林水産省における平成20年度のリスクコミュニケーションに関する運営について（案）

1 消費者等との意見交換会等の開催

- 食品安全委員会、厚生労働省及び（独）農林水産消費安全技術センターと連携して、全国各地で各種テーマに関する意見交換会を開催します。（随時）
- 消費者等との定例懇談会を開催します。
- リスクコミュニケーションの効率的運営に資するため、インターネットを活用したアンケート調査「安全・安心モニター調査」を実施します。

2 情報の提供

- 消費者団体等関係者が各地で行う勉強会へ積極的に参加するとともに、特に地方農政局等においては地域のネットワークを活用して情報を提供します。（随時）
- 本省、地方農政局及び（独）農林水産消費安全技術センター等のホームページを通じて、関係者に情報を提供します。（随時）
- メールマガジン「食品安全エクスプレス」により、農林水産省をはじめ、食品安全委員会や厚生労働省の食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を提供します。（毎日）

3 その他

- 関係行政機関との連携
リスクコミュニケーションの実施に当たっては、食品安全委員会のリスクコミュニケーション専門調査会や、関係府省リスクコミュニケーション担当者連絡会議などを通じ、内閣府食品安全委員会、厚生労働省などの関係行政機関と緊密な連携を図ります。